

第 7 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和 6 年 1 0 月 3 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～

加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の承認について

5 教育長報告

6 議 題

第 1 8 号議案 加東市スクールバス運行に関する要綱の一部を改正する告示制定の件

第 1 9 号議案 加東市滝野図書館の臨時開館日の取り消しの件

7 そ の 他

- ・ 1 1 月補正予算（第 6 号）について
- ・ 加東市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- ・ 後援名義の許可について
- ・ 各課主要行事予定・報告

8 閉 会

次回の定例教育委員会

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から (予定)

場 所 加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

10月定例教育委員会教育長報告

令和6年10月30日

- 1 加東市校長会 10月1日（火）於：鴨川小
- 2 トライやるウィーク（10月7日～11日） 中学2年生 各事業所
- 3 加東市小学生陸上競技大会中学生陸上競技記録会 10月12日（土）
於：三木総合防災公園陸上競技場
- 4 みなぎの書道展表彰式 10月13日（日）於：吉川総合公園
- 5 加東市ノーベル大賞表彰式 10月13日（日）於：滝野図書館
- 6 総務文教常任委員会 10月15日（火）於：第一委員会室
・令和5年度通学路報告について
・社アフタースクール運営について
- 7 教頭会 10月17日（木） 於：滝野中
- 8 風の子学級開級式 10月18日（金） 於：窪田隣保館
- 9 自然学校 社連合 10月21日（月）～25日（金） 南淡路
- 10 校長人事評価・育成システム面談 10月25日、28日、11月1日
於：教育委員会
- 11 小学校運動会 10月26日（土） 於：滝野南小
- 12 加東市文化連盟芸能発表会 10月26日（土）於：加東市地域交流センター
加東市秋のフェスティバル 於：地域交流センター周辺
- 13 第2回兵庫県都市教育長協議会 10月29日（火）於：波賀市民協働センター
- 14 定例教育委員会 10月30日（水）於：301
- 15 第2回加東市教育支援委員会 10月31日（木）於：はびあ
- 16 北播磨青少年育成スクラム会議・表彰式 10月31日（木）於：201

第18号議案

加東市スクールバス運行に関する要綱の一部を改正する告示制定の件

加東市スクールバス運行に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月30日提出

加東市教育長 藤 原 寛

加東市教育委員会告示第 号

加東市スクールバス運行に関する要綱の一部を改正する告示

加東市スクールバス運行に関する要綱（令和3年加東市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。
- (5) 改正前の欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削

る。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 地域子ども教室 市内の小学校区又は義務教育学校区を主な単位とした活動拠点で、地域住民の参画を得て、児童と共に勉強、スポーツ、文化活動又は地域との交流活動を行う加東市地域子ども教室事業をいう。 (5)～(7) 〔略〕 (運行範囲) 第4条 スクールバスの運行は、次の各号に定める児童等の輸送について行うものとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 別表第3の左欄に掲げる学校に就学し、同表右欄に掲げる地域子ども教室に通所する児童 (4) 〔略〕 2 〔略〕 (通学利用の手続等) 第5条 通学利用をしようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、加東市スクールバス利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を、校長を経由して教育長に提出	(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔略〕 〔削る〕 (4)～(6) 〔略〕 (運行範囲) 第4条 スクールバスの運行は、次の各号に定める児童等の輸送について行うものとする。 (1)・(2) 〔略〕 〔削る〕 (3) 〔略〕 2 〔略〕 (通学利用の手続等) 第5条 通学利用をしようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書を、校長を経由して教育長に提出しなければならない。

しなければならない。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	(1) <u>申請者の氏名、住所及び電話番号</u> (2) <u>通学利用をしようとする児童の氏名及び生年月日</u> (3) <u>通学利用をしようとする児童が通う学校名及び学年</u> (4) <u>前条第1項各号のうち該当する運行範囲（以下「利用区分」という。）</u>
〔新設〕 2 教育長は、<u>利用許可申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、スクールバスの利用許可の可否を決定しなければならない。 3 教育長は、前項の規定により許可することを決定したときは、<u>加東市スクールバス利用許可通知書（様式第2号。以下「利用許可通知書」という。）</u>を、許可しないことを決定したときは、<u>加東市スクールバス利用不許可通知書（様式第3号）</u>を申請者に通知するものとする。 （乗車証） 第6条 教育長は、前条第2項の規定により許可の決定を受けた申請者（以下「利用許可者」という。）の児童（以下「利用児童」という。）に対し、加東市スクールバス乗車証（様式第4号。以下「乗車証」という。）を交付するものとする。	2 別表第2の左欄に掲げる学校に就学し、同表の右欄に掲げる放課後児童健全育成施設へ通所する児童については、<u>加東市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成18年加東市告示第29号）第8条第1項に規定する利用申込に係る文書をもって前項の文書として取り扱う。</u> 3 教育長は、前2項の文書を受理したときは、その内容を審査し、スクールバスの利用許可の可否を決定しなければならない。 4 教育長は、前項の規定により許可することを決定したときは、利用を許可する旨を記載した文書（以下「利用許可通知書」という。）を、許可しないことを決定したときは、<u>利用を許可しない理由を記載した文書を申請者に通知するものとする。</u> （乗車証） 第6条 教育長は、前条第3項の規定により許可の決定を受けた申請者（以下「利用許可者」という。）の児童（以下「利用児童」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した<u>加東市スクールバス乗車証（以下「乗車証」という。）</u>を交付するものとする。

〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 〔略〕 3 乗車証を破損し、又は紛失し、その再交付を受けようとする利用許可者は、<u>加東市スクールバス乗車証再交付申請書（様式第5号）</u>を、校長を経由して教育長に提出しなければならない。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 4 教育長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに乗車証を再交付するものとする。 （利用の変更及び取消し） 第7条 利用許可者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>加東市スクールバス利用変更・休止届出書（様式第6号）</u>にその旨を記し、速やかに校長を経由して教育長に提出しなければならない。 い。 (1)～(6) 〔略〕 〔新設〕	(1) <u>利用児童の氏名</u> (2) <u>利用児童が通う学校名</u> (3) <u>利用区分及び利用期間</u> (4) <u>交付日及び許可番号</u> 2 〔略〕 3 乗車証を破損し、又は紛失し、その再交付を受けようとする利用許可者は、次に掲げる事項を記載した文書を、校長を経由して教育長に提出しなければならない。 (1) <u>利用許可者の氏名、住所及び電話番号</u> (2) <u>利用児童の氏名</u> (3) <u>利用児童の通う学校名及び学年</u> (4) <u>再交付を受けようとする理由</u> 4 教育長は、前項の文書を受理したときは、速やかに乗車証を再交付するものとする。 （利用の変更及び取消し） 第7条 利用許可者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに校長を経由して教育長に届け出なければならない。 (1)～(6) 〔略〕 2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。 (1) <u>利用許可者の氏名、住所及び電話番号</u>
--	---

2 教育長は、前項第1号から第3号までの規定により届出があつたときは、変更の内容について審査し、変更した利用許可通知書及び乗車証を交付するものとする。 3 教育長は、第1項第4号から第6号までの規定により届出があつたとき、又は同項第4号から第6号までのいずれかに該当すると認めたときは、直ちに利用許可を取り消すものとし、加東市スクールバス利用許可取消通知書（様式第7号）を当該申請者に通 知するものとする。 〔新設〕 〔新設〕 4 〔略〕 （運行計画） 第8条 校長は、翌年度の運行経路、乗降場所等を選定し、加東市スクールバス運行計画書（様式第8号。以下「運行計画書」という。）を作成し、毎年11月末までに教育長に提出しなければならない。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 〔略〕	(2) <u>利用児童の氏名</u> (3) <u>利用児童の通う学校名及び学年</u> (4) <u>利用を変更する内容又は休止する理由</u> 3 教育長は、第1項第1号から第3号までの規定により届出があつたときは、変更の内容について審査し、変更した利用許可通知書及び乗車証を交付するものとする。 4 教育長は、第1項第4号から第6号までの規定により届出があつたとき、又は同項第4号から第6号までのいずれかに該当すると認めたときは、直ちに利用許可を取り消すものとし、次に掲げる事項を記載した文書を当該申請者に通知するものとする。 (1) <u>利用児童の氏名</u> (2) <u>取消日及び取消理由</u> 5 〔略〕 （運行計画） 第8条 校長は、翌年度の運行経路、乗降場所等を選定し、次に掲げる事項を記載した加東市スクールバス運行計画書（以下「運行計画書」という。）を作成し、毎年11月末までに教育長に提出しなければならない。 (1) <u>乗降場所の起点、経由地及び終点</u> (2) <u>乗降人数</u> (3) <u>走行距離</u> 2 〔略〕
--	---

(目的外使用の手続等) 第9条 目的外使用をしようとする施設の長（以下「目的外運行責任者」という。）は、使用内容を精査の上、原則として使用する日の30日前までに<u>加東市スクールバス目的外使用申請書（様式第9号）</u>以下「目的外使用申請書」という。）を、当該施設を所管する課等の長を経由して校長に提出しなければならない。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 〔略〕 3 校長は、前項の規定により許可することを決定したときは、<u>加東市スクールバス目的外使用許可通知書（様式第10号）</u>を、許可しないことを決定したときは、<u>加東市スクールバス目的外使用不許可通知書（様式第11号）</u>を目的外運行責任者に通知するものとする。 4・5 〔略〕 （台帳の整備） 第12条 校長は、<u>加東市スクールバス通学利用者台帳（様式第1</u>	(目的外使用の手続等) 第9条 目的外使用をしようとする施設の長（以下「目的外運行責任者」という。）は、使用内容を精査の上、原則として使用する日の30日前までに次に掲げる事項を記載した<u>加東市スクールバス目的外使用申請書（以下「目的外使用申請書」という。）</u>を、当該施設を所管する課等の長を経由して校長に提出しなければならない。 (1) <u>目的外使用をしようとする施設の名称及び所在地並びに目的外運行責任者の氏名及び電話番号</u> (2) <u>事業名</u> (3) <u>使用する日</u> (4) <u>目的地、運行経路及び雨天時の運行の取扱い</u> (5) <u>使用を希望するスクールの台数</u> (6) <u>添乗責任者の氏名及び携帯電話番号</u> 2 〔略〕 3 校長は、前項の規定により許可することを決定したときは、<u>使用を許可する旨を記載した文書を、許可しないことを決定したときは、使用を許可しない理由を記載した文書を目的外運行責任者に通知するものとする。</u> 4・5 〔略〕 （台帳の整備） 第12条 校長は、次に掲げる事項を記載した<u>加東市スクールバス</u>
--	--

2号) に所定の事項を記載し、常に整備し、その状況を明らかにしておかなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

別表第3（第4条関係）

学校名	地域子ども教室
東条学園小中学校	東条子ども教室

通学利用者台帳を常に整備し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(1) 許可番号

(2) 利用児童の氏名、生年月日及び学年、利用区分、乗降場所並びに有効期限

〔削る〕

様式第1号（第5条関係）

加東市スクールバス利用許可申請書

加東市教育委員会教育長 様
年 月 日

〔申請者〕住所
氏名
電話番号

下記のとおりスクールバスを利用したいので、加東市スクールバス運行に関する要綱第5条第1項の規定により申請します。

利用児童名	
利用児童の生年月日	年 月 日
利用児童の居所	☐ 申請者住所と同じ ☐ （加東市）
利用区分	☐ 通学 ☐ アフタースクール・地域子ども教室通所
学校名 学年 組	学校 年 組
アフタースクール名	
通所期間	年 月 日 から 年 月 日まで
地域子ども教室名	
通所期間	年 月 日 から 年 月 日まで
備考	

〔削る〕

様式第2号（第5条関係）

〔削る〕

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

加東市教育委員会教育長

加東市スクールバス利用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった加東市スクールバスの利用について、許可することによって決定しましたので、加東市スクールバス運行に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

利用児童名	
学校名	
利用区分	
乗降場所	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他特記事項	

許可条件

- 1 登校時の乗降場所は、安全面や地域の実情を考慮し、校長が変更する場合があるが、必ず校長が定めた場所で乗車すること。
- 2 利用区分が「アフタースクール・地域子ども教室通所」の場合は、通所の目的以外でスクールバスを利用しないこと。
- 3 スクールバス利用児童の保護者は、交通安全や乗車マナーについて指導を徹底すること。
- 4 利用状況に変更が生じた場合や利用を休止する場合は、加東市スクールバス利用変更・休止届出書（様式第6号）を提出すること。

様式第3号（第5条関係）

〔削る〕

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

加東市教育委員会教育長

加東市スクールバス利用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった加東市スクールバスの利用について、許可しないことに決定しましたので、加東市スクールバス運行に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

利用児童名	
学校名	
不許可とした理由	
その他特記事項	

様式第4号（第6条関係）

加東市スクールバス乗車証

		許可番号	
加東市スクールバス乗車証			
利用児童名	学 校 名	利用区分	乗降場所
利用期間	年 月 日	～	年 月 日
交付日	年 月 日	加東市教育委員会教育長 	

〔削る〕

様式第5号（第6条関係）

加東市スクールバス乗車証再交付申請書

加東市教育委員会教育長 様
年 月 日

【申請者】住所

氏名

電話番号

下記のとおりスクールバス乗車証の再交付を希望するので、加東市スクールバス運行に関する要綱第6条第3項の規定により申請します。

利用児童名	学校名	学年	組
再交付申請 の理由	☐ 破損 ☐ 紛失 ☐ その他（ ）		
備 考			

〔削る〕

様式第6号（第7条関係）

加東市スクールバス利用変更・休止届出書

加東市教育委員会教育長 様

年 月 日

〔届出者〕住所

氏名

電話番号

下記のとおりスクールバスの利用を（変更・休止）したいので、加東市スクールバス運行に関する要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

利用児童名					
学校名 学年 組	学校	年	組		
利用変更・休止日	年	月	日から	変更・休止	
変更内容					
〔変更前〕					
〔変更後〕					
休止の理由					
備考					

〔削る〕

様式第 7 号（第 7 条関係） (公印省略) 第 年 月 日 様 加東市教育委員会教育長 加東市スクールバス利用許可取消通知書 下記のとおりスクールバスの利用許可を取り消しましたので、加東市スクールバス運行に関する要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。 また、加東市スクールバス運行に関する要綱第 7 条第 4 項の規定に基づき乗車証を学校又は教育委員会へご返却ください。 記 1 利用児童名 2 取消日 3 取消の理由	〔削る〕
--	---

様式第8号（第8条関係）

〔削る〕

加東市スクールバス運行計画書

年 月 日

加東市教育委員会教育長 様

学校名

校長名

加東市スクールバス運行に関する要綱第8条第1項の規定による運行計画は、下記のとおりです。

第 校

バス 項目	乗降場所	乗降人数	乗降場所	乗降人数	乗降場所	乗降人数	乗降場所	乗降人数
起点								
終山地								
終点								
走行距離		km		km		km		km
備考								

※記入欄が不足する場合は、添付欄を設けて記入してください。

様式第9号（第9条関係）

加東市スクールバス目的外使用申請書

学校長 様

年 月 日

〔申請者〕 所在地

施設名

職・氏名

電話番号

下記事業の実施に際し、スクールバスを使用したいので、加東市スクールバス運行に関する要綱第9条第1項の規定により申請します。

事業名					
目的地	施設名	所在地			
使用年月日	年 月 日 ()	予備日	年 月 日 ()		
乗車人数	人 (大人 人 子ども 人)				
希望台数	台				
運行経路	〈出発地〉	(出発時刻)	時	分	発
	〈目的地〉	(到着時刻)	時	分	着
	〈目的地〉	(出発時刻)	時	分	発
	〈帰着地〉	(帰着時刻)	時	分	着
雨天時の運行	中止 ・ 小雨決行 ・ 決行 (経路変更 有 ・ 無)				
添乗責任者	職・氏名	携帯番号		—	
備考					

〔削る〕

様式第10号（第9条関係）

〔削る〕

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

加東市立 校長

加東市スクールバス目的外使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった加東市スクールバスの目的外使用について、許可すること
に決定しましたので、加東市スクールバス運行に関する要綱第9条第3項の規定により
通知します。

事業名	
使用年月日	年 月 日
使用可能時間	
使用許可台数	台
使用許可車両	
その他特記事項	

許可条件

- 1 目的外運行責任者は、加東市スクールバス使用の権利を譲渡し、又は他人に使用させてはいいけない。
- 2 スクールバス利用者は、加東市スクールバス運行に関する要綱第13条を遵守すること。
- 3 使用に際し、通学利用のスクールバスの運行に支障をきたさないように、各校のスクールバス待機場所へ帰着させること。
- 4 使用後は、車内の清掃を行うこと。
- 5 スクールバス車両を破損させた場合は、故意又は過失の有無にかかわらず、校長に届け出ること。

様式第11号（第9条関係）

〔削る〕

様
 （公印省略）
 第 号
 年 月 日

加東市立 校長

加東市スクールバス目的外使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった加東市スクールバスの目的外使用について、許可しないことに決定しましたので、加東市スクールバス運行に関する要綱第9条第3項の規定により通知します。

事業名	
不許可の理由	
その他特記事項	

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第18号議案 要旨

加東市スクールバス運行に関する要綱の一部改正（要旨）

1 改正理由

地域子ども教室の場所が移動し利用がなくなったため削除をする。また、電子申請運用開始に伴い様式を削除するものです。

2 改正内容

- (1) 地域子ども教室の文言を削ること。（第2条、第4条及び別表第3関係）
- (2) 全ての様式を削ること。（第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第12条関係）

3 施行期日 公布の日とする。

第 19 号議案

加東市滝野図書館の臨時開館日の取り消しの件

加東市滝野図書館における下記の臨時開館日の取り消しについて、加東市立図書館規則第 3 条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 10 月 30 日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

1 臨時開館日の取り消し

滝野図書館

令和 6 年 11 月 5 日（火）

2 取り消し理由

自家用電気工作物施設保安管理業務委託の年次点検のため、滝野図書館一帯で停電を伴う点検が行われるため。

8月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				休						休	休							休						休						
						休					臨開	臨休	休							休						休				
						休					臨開	臨休	休							休						休				
						休					臨開	臨休	休							休						休				

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中央図書館	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
滝野図書館		休							休							休						休								休
東条図書館				休						休	休						休	休	休			臨開	臨開	休						

10月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
						休						休								休						休				
	休							休					休	休	休							休						休		
	休							休						休	休							休							休	

11月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中央図書館	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	随休	随休	休	休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休	随休
滝野図書館				随開	随休	随開							随開								随開			随開			随開			
東条図書館				休	休	休						休								休			休			休				

開館日	前月までの開館日	累計
26	101	127
26	98	124
26	98	124

開館日	前月 までの 開館日	累計
24	127	151
24	124	148
24	124	148

開館日	前月までの開館日	累計
27	151	178
25	148	173
25	148	173

開館日	前月までの開館日	累計
0	178	178
30	173	203
24	173	197

令和6年度加東市一般会計補正予算（第6号）の概要

いじめ問題対策委員会での報告書作成に係る会議及び各委員の実務の時間が大幅に増えたため、委員報酬を増額計上。

1 主な歳出補正予算の概要

事業名	補正額	補正額の財源内訳				補正概要
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
教育指導事業	4,433	0	0	0	4,433	いじめ問題対策委員会委員報酬の増額

(単位 千円)

加東市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 月 日

加東市長 岩 根 正

加東市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

加東市社会教育振興費補助金交付要綱（平成 1 9 年加東市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
様式第 1 2 号（第 1 2 条関係） 補 助 金 請 求 書 〔略〕 団体名 代表者住所 代表者名	様式第 1 2 号（第 1 2 条関係） 補 助 金 請 求 書 〔略〕 団体名 代表者住所 代表者名 請求担当者名 電話番号
〔略〕	〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

加東市教育委員会 後援名義使用許可事業一覧表

(対象期間 令和6年9月16日～令和6年10月15日)

文書 番号	許可日	決定	開催期間	事業名	団体名
375	令和6年9月20日	許可	令和7年2月2日	令和6年度 加東市連合PTA PTCA活動支援事業実践発表大 会	加東市連合PT A
378	令和6年9月24日	許可	令和6年11月16日	第15回北播磨地区子ども会議	北播磨地区子ど も会連絡協議会
401	令和6年10月7日	許可	令和6年10月27日	キッズマネセミナー はじめての おしごと体験	キッズマネース テーション兵庫 地区
411	令和6年10月7日	許可	令和6年11月3日	第16回加東市柔道大会	加東市柔道協会
412	令和6年10月7日	許可	令和6年11月16日	兵庫県中学校総合文化祭第73回北 播地区中学校連合音楽会	兵庫県中学校教 育研究会音楽部 会北播支部
421	令和6年10月11日	許可	令和6年11月23日 ～ 令和6年12月29日	自作超巨大ハンバーガー／冬休み の宿題やつつけ隊／溶けない雪づ くり／みんなで描くペンキアート ／クイズ大会／カルタ合戦	一般社団法人 1 POME
427	令和6年10月11日	許可	令和7年1月5日	令和6年度加東市子ども会育成連 絡協議会 第19回新春書き初め大 会	加東市子ども会 育成連絡協議会
428	令和6年10月11日	許可	令和6年12月1日	加東市子ども会育成連絡協議会 第19回親善サッカー大会	加東市子ども会 育成連絡協議会
432	令和6年10月15日	許可	令和6年12月14日 ～ 令和6年12月15日	第4回ロハスパーク加東@播磨中 央公園	ロハスパーク実 行委員会

許可	9
不許可	0
取消	0
申請件数合計	9

令和6年度 図書館の利用状況（2024年9月末現在）

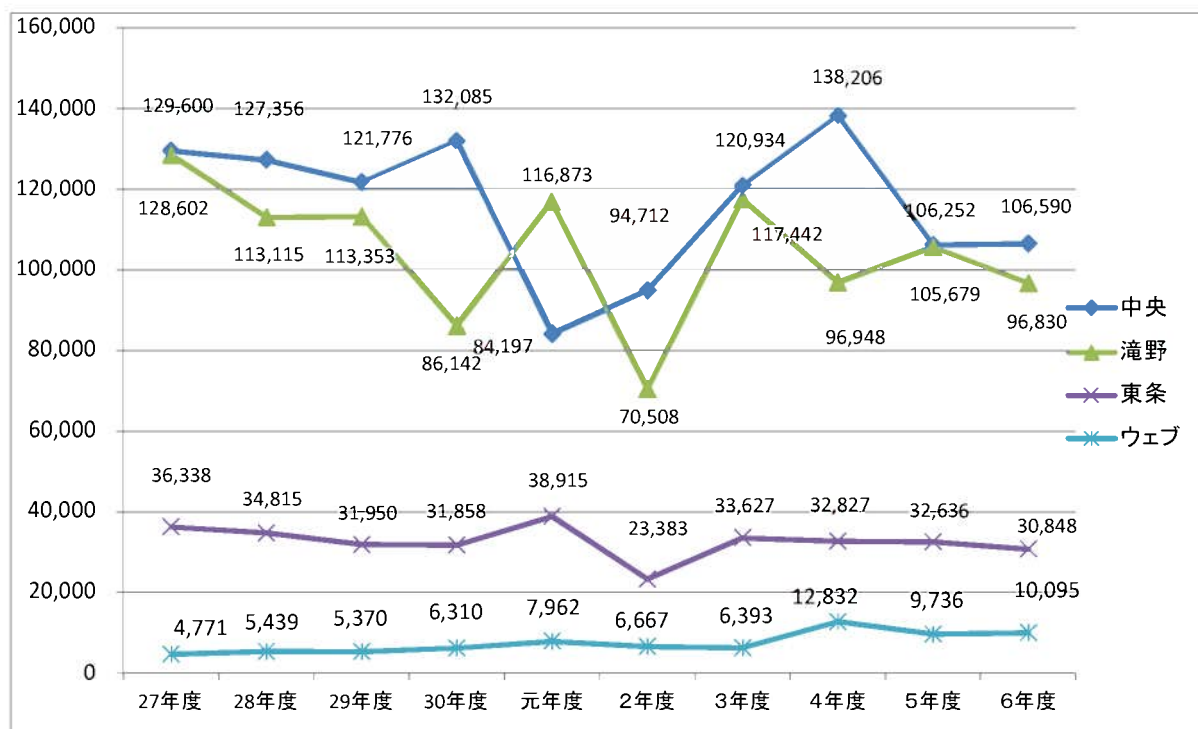
■9月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		5年度	6年度	増減比		5年度	6年度	増減比	
中央	28	98	3,151	3115.3%	563	650	16,426	2427.1%	24
滝野	15	3,953	2,463	-37.7%	372	23,911	15,053	-37.0%	24
東条	10	982	838	-14.7%	152	6,134	5,012	-18.3%	24
ウェブ		1,491	1,688	13.2%	2,948	1,491	1,688	13.2%	
合計	53	6,524	8,140	24.8%	4,035	32,186	38,179	18.6%	

■4月～9月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		5年度	6年度	増減比		5年度	6年度	増減比	
中央	250	18,846	20,247	7.4%	3,459	106,252	106,590	0.3%	151
滝野	197	48,131	15,757	-67.3%	2,646	105,679	96,830	-8.4%	149
東条	61	5,358	4,941	-7.8%	1,100	32,636	30,848	-5.5%	149
ウェブ		9,736	10,095	3.7%	18,046	9,736	10,095	3.7%	
合計	508	82,071	51,040	-37.8%	25,251	254,303	244,363	-3.9%	

■4月～9月の年度別貸出冊数グラフ



発達サポートセンター実績報告（R6年度）

R6年9月末現在

<相談件数>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
件	270	379	268	190	135	166	0	0	0	0	0	0	1,408

<相談年齢区分>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
未就園	12	11	4	9	3	13	0	0	0	0	0	0	52
保育所等・幼稚園	64	157	183	114	86	84	0	0	0	0	0	0	688
小学校	100	179	63	57	32	57	0	0	0	0	0	0	488
中学校	63	21	12	2	9	3	0	0	0	0	0	0	110
高校	19	2	2	0	3	2	0	0	0	0	0	0	28
専門学校・大学等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
成人	11	7	4	8	2	7	0	0	0	0	0	0	39
他市町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	270	379	268	190	135	166	0	0	0	0	0	0	1,408

<相談経路>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
来所相談	10	22	17	20	20	14	0	0	0	0	0	0	103
電話相談	56	70	68	67	30	49	0	0	0	0	0	0	340
訪問	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
関係機関	来所	2	1	1	7	0	1	0	0	0	0	0	12
	電話	31	53	66	44	42	39	0	0	0	0	0	275
	訪問	10	12	3	4	4	3	0	0	0	0	0	36
巡回相談	21	225	123	46	11	33	0	0	0	0	0	0	459
発達相談	25	26	27	33	38	35	0	0	0	0	0	0	184
その他	147	25	32	26	29	27	0	0	0	0	0	0	286
合 計	302	434	337	247	174	203	0	0	0	0	0	0	1,697

<相談内容>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
特性理解	121	324	413	248	141	193	0	0	0	0	0	0	1,440
療育	4	11	13	8	3	9	0	0	0	0	0	0	48
就園・就学	7	19	18	11	10	5	0	0	0	0	0	0	70
学校生活	37	187	39	27	17	37	0	0	0	0	0	0	344
就職	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
サポートファイル	112	13	8	1	5	6	0	0	0	0	0	0	145
その他	139	154	190	168	115	127	0	0	0	0	0	0	893
合 計	421	709	681	464	292	377	0	0	0	0	0	0	2,944

かとうのこんだて

加東市教育委員会
加東市学校給食センター
TEL(0795) 42-0074
FAX(0795) 42-5591

「子育てしやすいまち加東」
加東市立小中学校、義務教育学校に通学するすべての児童生徒の給食費が無償になりました。



日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
1 金	パン 		くたくさんコンソメスープ タンドリーチキン ビーンズサラダの ドレッシングあえ	ぎゅうにゅう ベーコン、とりく しろういんげんまめ、だいず まぐろあぶらづけ	コッペパン じゃがいも、さとう ノンエッグマヨネーズ ごま、オリーブあぶら	にんじん、たまねぎ、パセリ しょうが、にんにく、えだまめ スイートコーン、きゅうり	625 (811)	32.3 (40.9)	
5 火	ごはん		みそおでん あじのやくみじょうゆかけ れんこんのごまずサラダ 	ぎゅうにく ちくわ、さつまあげ、あつあげ きざみこんぶ、みそ、あじ チキンハム	ごはん さとう、ごま、でんぶ オリーブあぶら	だいこん、こんにゃく、にんじん にんにく、しょうが、ねぎ、ゆず れんこん、きゅうり	618 (792)	29.2 (36.0)	
6 水	ごはん		かぼちゃのみそしる とりくにとさといものあまからあえ カラフルやさいのごまあえ	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ、みそ とりく	ごはん でんぶ、さといも、あぶら さとう、ごま	にんじん、かぼちゃ、たまねぎ ねぎ、ごまつな、キャベツ スイートコーン	625 (799)	25.4 (31.5)	
7 木	ごはん 		だいこんカレー とうふサラダのごまマヨあえ いちごみかんのにしょくゼリー	ぎゅうにゅう ぶたにく、とうふ、わかめ	ごはん じゃがいも、ごま、さとう ノンエッグマヨネーズ いちごみかんのにしょくゼリー	たまねぎ、にんじん、だいこん にんにく、キャベツ、きゅうり	627 (794)	20.4 (24.8)	
8 金	パン 		ポークビーンズ きびなごのサクサクフライ  小2まで1こ 小3から2こ ブロックリーとハムのマリネ さつまいもスティック 	ぎゅうにゅう ぶたにく、だいず きびなごサクサクフライ ポークハム	コッペパン じゃがいも、さとう、あぶら オリーブあぶら さつまいもスティック	たまねぎ、にんじん ブロックリー、スイートコーン	654 (828)	28.4 (35.2)	
11 月	ごはん		さといものみそしる キャベツつくねのてりやき だいずとひじきのいために おさかなふりかけ	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ、わかめ みそ、キャベツつくね、だいず ひじき、ちくわ、おさかなふりかけ	ごはん さといも、さとう、でんぶ、あぶら	にんじん、たまねぎ	608 (765)	22.5 (27.0)	
12 火	げんりょう しそごはん		きつねうどん ちくわのいそべあげ こんさいのみそマヨあえ 	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ、ちくわ あおのりこ、とりささみ、みそ	しそごはん うどん、さとう、てんぷらこ あぶら、ノンエッグマヨネーズ	にんじん、ねぎ れんこん、キャベツ、ごぼう	638 (801)	22.1 (26.7)	
13 水	ごはん		ちゅうかたまごスープ やきシューマイ 小2こ 中3こ チャプチェ	ぎゅうにゅう けいらん、ポークシューマイ ぶたにく	ごはん でんぶ、ごまあぶら はるさめ、さとう、ごま	にんじん、たまねぎ、しいたけ ねぎ、しょうが、にんにく、きくらげ ほししいたけ	602 (784)	23.8 (30.1)	
14 木	ごもくごはん		だいこんとぶたにくのいために さわらのしょうゆこうじかけ ごまつなとえのきのおひたし	ぎゅうにゅう ぶたにく、あつあげ、さわら かつおぶし	ごもくごはん さとう、ごまあぶら、でんぶ しょうゆこうじ	こんにゃく、だいこん、にんじん たまねぎ、さやいんげん ほししいたけ、しょうが、にんにく ごまつな、えのき	638 (816)	29.4 (36.5)	
15 金	こくとうパン 		さつまいもシチュー とりくのとてりやき うみとはたけのサラダの ドレッシングあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく、とりく まぐろあぶらづけ、ひじき	こくとうパン さつまいも、さとう、でんぶ ごま、ごまあぶら、オリーブあぶら	にんじん、たまねぎ、しめじ パセリ、キャベツ、スイートコーン	654 (869)	27.2 (36.0)	
 マークの日は、 かみかみメニュー の日です。  マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、 加東市産・兵庫県産 を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	625 (800)	25.6 (32.0)

11月の給食のテーマ
秋冬野菜で
体をあたためよう

秋野菜のごぼうやさつ
まいも、しいたけなどのき
のこ類、冬野菜のれんこ
ん、大根、白菜など、旬の
野菜をたくさん取り入れ
ました。夏の疲れをとって
くれる秋野菜と、体をあた
ためてくれる冬野菜を食
べて、寒さに負けない元
気な体をつくりましょう。

11月のかみかみメニュー
5日(火) れんこんの
ごま酢サラダ
8日(金) きびなごの
サクサクフライ
さつまいも
スティック
12日(火) 根菜の
味噌マヨ和え
19日(火) さんまの蒲焼き
21日(木) ししも米粉フライ
27日(水) きんぴら大豆



11月8日(金) いい歯の日献立

「きびなごのサクサクフライ」「さつまいもスティック」

毎年11月8日は「いい歯の日」です。ふだんの食事であり意識をしていないことかもしれませんが、かむことは私たちの体にとって、とても大切な働きをしています。よくかむことで得られる効果を標語にした「**ひみこのはがーぜ**」を紹介します。

- ひ** 肥満を防ぐ

脳の満腹中枢を刺激し、
食べすぎを防ぎます。
- み** 味覚の発達

食べ物本来の味が
わかるようになります。
- こ** 言葉の発音がはっきり

口のまわりの筋肉やあご
の発達を助けてくれて、言
葉をはっきりさせてくれます。
- の** 脳のはたらきを
元気にする

脳への血液の流れがよく
なり、脳のはたらきが高まります。
- は** 歯の病気を防ぐ

だ液で口の中がきれい
になり、歯が丈夫になりま
す。
- が** がんの予防

だ液が食品中のがん
の原因物質のはたらきを
抑えてくれます。
- い** 胃腸のはたらきを
よくする

食べたものが消化され
やすくなります。
- ぜ** 全力投球

心身が健康になり、力いっぱい
遊んだり勉強できたりします。

11月26日(火) かとう夢プラン 楽しみのある学校給食特別メニュー 「兵庫県の郷土料理を知ろう」

- ・もち麦ごはん
- ・じゃぶ煮
- ・白菜の甘酢和え
- ・牛乳
- ・鶏肉の照り揚げ
- ・ひょうごゆずゼリー

兵庫県新温泉町の郷土料理であるじゃぶ煮や、兵庫県神戸市産のゆず果汁を使用したゼリーを提供します。じゃぶ煮は、煮込むときに水を使わず、豆腐や野菜から水分が出てじゃぶじゃぶすることから、この名前がついたといわれています。また、ひょうごゆずゼリーは、大自然の恵みをたくさん受けて育った香り高いゆずの果汁を使ったゼリーです。いろいろな郷土料理を知り、食卓に取り入れてみてください。



日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
18月	ごはん	○	にくだんごスープ むしオムレツのちゅうかあんかけ ホイコーロー	ぎゅうにゅう にくだんご、オムレツ ぶたにく、みそ	ごはん はるさめ、さとう、でんぶん ごまあぶら、ごま	にんじん、たけのこ、しいたけ たまねぎ、もやし、ねぎ キャベツ、ピーマン、にんにく	614 (782)	24.8 (30.6)	
19火	ごはん	○	ふゆやさしいりみそしる さんまのかばやき もやしのごまあえ	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ、みそ さんま、とりささみ	ごはん でんぶん、あぶら、さとう ごまあぶら、ごま	にんじん、はくさい、だいこん たまねぎ、ねぎ もやし、きゅうり	606 (751)	22.4 (26.1)	
20水	ごはん	○	さつまいもいりけんちんじる きのこデミグラスハンバーグ ほうれんそうとはくさいのおひたし	ぎゅうにゅう とうふ、ちくわ、あぶらあげ チキンとポークハンバーグ かつおぶし	ごはん さつまいも ごまあぶら、あぶら	にんじん、こんにやく、ごぼう ねぎ、たまねぎ、マッシュルーム しめじ、ほうれんそう、はくさい	605 (763)	23.2 (27.4)	
21木	ごはん	○	すきやきに ししゃもごめこフライ 小1こ 中2こ ツナときゅうりのすのもの	ぎゅうにゅう ぶたにく、やきどうふ ししゃもフライ、まぐろあぶらづけ わかめ	ごはん やきふ、さとう、あぶら	たまねぎ、はくさい、いとこんにやく ごぼう、もやし、ねぎ、かねぎ きゅうり	597 (797)	23.1 (30.3)	
22金	げんりょう パン	○	やきそば チキンウインナーのケチャップかけ 小2こ 中1こ ブロッコリーとささみのマリネ	ぎゅうにゅう ぶたにく、さつまあげ、こなかつお あおのり、チキンウインナー とりささみ	コッペパン やきそばめん、さとう、でんぶん オリーブあぶら	キャベツ、もやし、たまねぎ ブロッコリー、スイートコーン	648 (841)	31.4 (41.0)	
25月	ごはん	○	ハヤシライス ライスパスタサラダのマヨあえ ヨーグルト	ぎゅうにゅう ぶたにく、まぐろあぶらづけ ヨーグルト	ごはん ライスパスタ、さとう ノンエッグマヨネーズ	にんじん、たまねぎ マッシュルーム、にんにく キャベツ、スイートコーン	637 (805)	21.1 (25.4)	
26火	かとう夢プラン もちむぎ ごはん	○	じゃぶに とりにくのてりあげ 小2こ 中3こ はくさいのあまずあえ はようごゆずゼリー	ぎゅうにゅう ぶたにく、とうふ とりにく	もちむぎごはん さといも、さとう、あぶら、でんぶん ゆずゼリー	いとこんにやく、ごぼう にんじん、たまねぎ、しいたけ ねぎ、はくさい	656 (840)	26.6 (35.0)	
27水	かとう和食 給食の日 ごはん	○	じゃがいものみそしる さばのおしおやき きんぴらだいず	ぎゅうにゅう あぶらあげ、わかめ、みそ、さば ぶたにく、だいず	ごはん じゃがいも、ごま、さとう ごまあぶら、あぶら	にんじん、たまねぎ、えのき こんにやく、ごぼう	633 (802)	24.0 (29.3)	
28木	ごはん	○	ユッケジャン タツカンジョン 小2こ 中3こ だいこんとごまつなのナムル	ぎゅうにゅう ぶたにく、けいらん とりにく	ごはん さとう、ごま、ごまあぶら、でんぶん あぶら	にんじん、たまねぎ、にら にんにく、ほししいたけ ごまつな、だいこん	586 (760)	25.4 (33.4)	
29金	パン	○	ポトフ にくだんごのケチャップに だいずのフレンチサラダ	ぎゅうにゅう チキンウインナー、にくだんご だいず、まぐろあぶらづけ	コッペパン じゃがいも、オリーブあぶら さとう、あぶら	にんじん、たまねぎ、キャベツ スイートコーン、パセリ、きゅうり	622 (803)	29.8 (37.7)	
マークの日は、かとう夢プランの日です。 マークの日は、かみかみメニューの日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	625 (800)	25.6 (32.0)

各栄養摂取量は、
上段が小学校3・4年生
下段が中学校の数値です。

ありがとう!

11月23日は
勤労感謝の日

私たちが毎日食べて
いる食事には、農家や漁
師などの生産者や、食材
を運ぶ運送業者、調理を
してくれる人など、たくさ
んの人がかかわっていま
す。感謝の心を忘れずに、
「いただきます」「ごちそう
さま」と、心をこめてあい
さつをしましょう。

いただきます

生きていたものの命を
いただきます。



ごちそうさま
(ご馳走様)

「馳走」は「かけ回る」と
いう意味で、食事ができ
るまでに一生けん命働い
てくれたすべての人に
「感謝の心」を伝える言
葉です。



和食の「五」の知恵

和食には「五味」「五色」「五法」というものがあり、食べる人はこれらを感じて味わいます。
健康に過ごすための和食の知恵を学びましょう。



ごみ
五味

「甘味」「塩味」「酸味」「苦味」「うま
味」の5つの味をそろえると、最後まで飽き
ずに食事を楽しめます。また、和食の基本
の調味料も「砂糖」「塩」「酢」「しょうゆ
(せうゆ)」「みそ」の「さしすせそ」の5つで
す。



ごしき
五色

「五色」とは、白、黒(暗く濃い色)、黄、赤、
青(緑)の5色で、白→ご飯・いも、黒→なす・
ごぼう・こんぶなどと当てはめて、食べ物の色を
そろえていくと栄養バランスがよくなります。また、
盛り付けは食器を含めた色のコーディネート
をします。



ごほう
五法

「五法」とは、切る、煮る、焼く、蒸す、揚げるという
5つの調理法です。会席料理には、刺身、煮物、焼き
物、蒸し物、揚げ物の5つの料理が必ず並べられま
す。給食でも、毎日様々な技法を使って調理していま
す。

11月27日(水)
かとう和食給食の日

・ごはん ・牛乳
・じゃがいもの味噌汁
・鯖の塩焼き ・きんぴら大豆

「11(いい)24(にはんしよく)」という語
呂合わせから、11月24日は「和食の日」
と制定されました。

日本で昔から使われてきた「まごはやさ
しいわ」の食材をすべて取り入れています。
給食だけではなく、家庭でも「まごはやさ
しいわ」の食材を使った食事を意識してみま
しょう。

まごは
やさしいわ

栄養教諭より

食欲の秋といわれているように、11月は多く
の作物が実ります。また、新米も出そろい、自然
の恵みを特に実感できる季節です。秋が旬の
食べ物は夏の疲れをとってくれる役割がありま
す。秋が旬の食べ物を食べて、
夏にたまった疲れをとり、冬に向けて
寒さに負けない身体をつくって
元気に過ごしましょう。

